

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

取引先の協力企業（システムベンダー等）と連携し、中小企業の煩雑な労務管理の DX 推進を積極的にサポートします。共通のデジタルツールを活用することで、情報連携の効率を高め、サプライチェーン全体の業務生産性向上に貢献します。

b. 専門人材マッチング

提携する講師・コンサルタントに対し、当事務所のノウハウである「難解な法令を行動に変換させる指導メソッド」を共有し、専門性の向上を支援します。

顧問先企業に対しては、労務 DX の推進に必要な IT 人材育成や、労働トラブルを未然に防ぐためのリーダー・管理職の育成（難解シリーズ研修）を提供し、取引先の持続的な成長を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも 年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働 条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や 2 エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担 「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則 について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

業務委託を行う際、労務費、研修資料制作費、システム開発費、およびエネルギーコスト等の高騰があった場合、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、誠実な協議を行います。契約に当たっては、契約条件を書面等により明確に示し、認識の相違を防ぎます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ユアテラス社会保険労務士事務所 代表・小林 渚
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。